

○東京藝術大学国際交流プログラム等の実施に伴う学生の派遣実施要項

〔平成 27 年 10 月 22 日  
制 定〕

(目的)

第1条 この要項は、国際的に通用する人材の育成を目的として、本学が実施する国際交流プログラム等に参加する学生（以下「派遣学生」という。）の選考手続き及び選考基準その他必要な事項について定めることを目的とする。

(資格)

第2条 派遣学生の対象となる者は、心身共に健全にして学業優秀と認められるとともに、国際交流プログラム等に意欲を有する学部学生2年次以上及び大学院生とする。ただし、学業不振により留年した学生は除くものとする。

(申請方法)

第3条 派遣学生を希望する者は、本学が実施する国際共同プログラム毎の海外派遣学生募集要項により申請書及びその他必要な書類を国際交流プログラム等に関連する学部等（以下「関連学部等」という。）の長を経由して学長に提出するものとする。

(選考手続き)

第4条 派遣学生は、国際交流プログラム等毎の選考委員会において候補者を選考し、学長が決定する。

(選考委員会及び選考方法)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 関連学部等の長

(2) 関連学部等の長が指名する者 若干人

2 選考委員会に委員長を置き、関連学部等の長をもって充てる。

3 選考委員会の招集は委員長が行う。

4 選考方法については、別に定める選考基準に従って候補者を選定し、候補者リストに順位を付して学長に推薦するものとする。

(学生支援経費)

第6条 派遣学生に対しては、国際交流プログラム等の実施に係る次の各号に掲げる学生支援経費を支給する。

(1) 航空券代及び電車代等の交通費

(2) ホテルの宿泊費

(3) 宿舍借上のための施設・設備使用料

2 前項の学生支援経費は、原則として文部科学省等が実施している補助金又は東京藝術大学基金をもって充てるものとする。

(報告)

第7条 派遣学生は、派遣終了後1ヶ月以内に海外派遣報告書を関連学部等の長に提出し、評価を受けるものとする。

(事務)

第8条 派遣学生の選考等の事務は、関連学部等の事務部が行うものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるものの他、派遣学生に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年10月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。